

【第71条（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）】

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第71条 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物又は別表第5で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。当該貯蔵又は取扱いを廃止しようとする場合も、同様とする。

2 所轄消防署長は、前項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

3 指定数量未満の灯油の販売を業とする者は、貯蔵し、又は取り扱う場合の主たる取扱者を定めて所轄消防署長に届け出なければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成17年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物のうち、一定数量以上を貯蔵し、又は取り扱う場合並びに危険物の試験確認等に係る届出について定めたものである。

【解説】

1 少量危険物等の貯蔵等をする際の届出（第1項関係）

（1）本項は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物及び指定可燃物のうち、一定数量以上を貯蔵し、又は取り扱う場合の届出の規定である。届出は、規則第16条第16号及び第17号の様式を用いて、規則第17条により届け出なければならない。ただし、法第11条に基づく危険物製造所等の設置（変更）許可申請に伴う付随設備等で、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設については、当該施設に関する必要事項が許可申請中に含まれる場合は、本項に定める届出を省略することができる。

（2）「個人の住居」は、第36条の2第2項【解説】を参考にすること。

（3）届出の際の添付書類は、規則に定める様式（様式24又は様式24の2）において、次に掲げるもののうち、該当するものを添付する必要がある。

ア 建物求積表、図

イ 外構図

ウ 油系統、配管図

エ 平面図

オ 設備図

カ 仕様表

キ タンク製作図

ク FRPタンク（ガラス繊維強化プラスチック製のタンクをいう。以下同じ。）位置構造設備明細書（FRP製地下タンクを設置する場合に限る。）

（4）届出が除外される場合は、あくまでも「届出を要しないもの」であって、「第4章に定める技術基準に適合しなくてもよい。」というものではない。例えば、届出を要しない指定数量の5分の1以上指定数量の2分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者についても、第36条に規定する基準に適合させる必要がある。

2 タンクの水張・水圧検査（第2項関係）

（1）本項は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク若しくは指定可燃物のうち可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術

【第71条（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）】

上の基準（第36条の4第2項第1号（第36条の5第2項の規定により準用する場合を含む。）及び第36条の6第2項第2号）に規定される水張試験又は水圧試験を、タンクの製造者又はタンクを設置しようとする者から申出（申請）があった場合、所轄消防署長が当該検査を実施できる規定である。

- (2) 当該申請があった場合、所轄消防署長は、以下の「指定数量未満の危険物等のタンク水張・水圧検査の審査基準」に定める手順に従ってタンク検査を実施し、適合したものについては、規則第14条に基づき、検査済証を交付する。なお、所轄消防署長以外の検査実施機関として、民間におけるタンク検査機関等（（公財）札幌市防災協会、（一社）北海道危険物安全協会連合会など）がある。また、検査機関の検査によらず、自主検査されたものであっても差し支えない。

指定数量未満の危険物等のタンク水張・水圧検査の審査基準

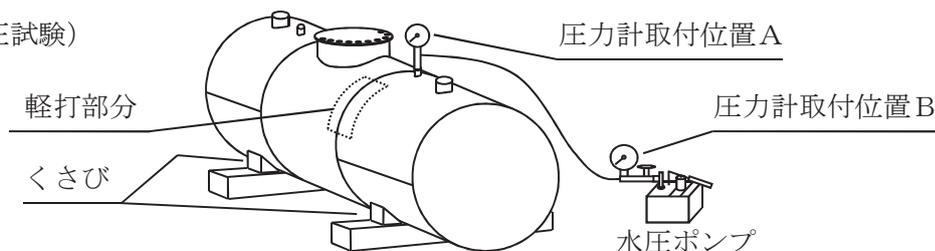
1 審査基準

- (1) 検査するタンクの形状、寸法、材質及び構造等が申請内容と相違ないものであること。
- (2) 水張検査を行う場合は、ソケット上部まで満水した状態で漏れ又は変形しないものであること。
- (3) 水圧検査を行う場合は、規定の圧力をかけ10分以上経過した後において漏れ又は変形しないものであること。
- (4) 鋼板、ステンレス及びアルミニウムのタンクは、溶接ビートの最も外側の部分をハンマーで軽打し、漏れがないものであること。ただし、FRPタンクにあっては、ハンマー検査を行わないものであること。
- (5) 中仕切タンクについては、各室ごとに水張りし、又は水圧をかけ単一タンクと同様の検査を行い、漏れ又は変形しないものであること。
- (6) FRPタンクは、次の外観検査を行い、欠陥がないものであること。
 - ア 樹脂が繊維に十分含浸されているものであること。
 - イ ガラス繊維の露出がないものであること。
 - ウ 異物の混入がないものであること。
 - エ 表面の著しいキズがないものであること。
 - オ ひび割れがないものであること。
 - カ 表面近くに空気泡がないものであること。

2 留意事項

- (1) 鋼板製等のタンクの底部の溶接部分等が容易に点検できるよう、架台上に設置してあるものであること。
- (2) 鋼板製等のタンクは、溶接部分等に係る欠陥がないことを外観上から確認できるよう、あらかじめタンク表面に付着している錆、油分、水分、汚れ、溶接スパッター等を除去しておくものであること。
- (3) 水圧検査等に使用する圧力計は、微小の圧力変化が確認できる最小単位の低圧用のものを使用するものとし、圧力計の取り付け位置は、下図のA又はBのいずれかの位置に設置するものであること。

図（水圧試験）



(4) 加圧又は減圧する検査のタンクの注入口、計量口等を閉鎖するために使用するメクラ板〔閉止板〕、キャップ、プラグ等は、試験圧力に十分耐えられるものであること。

水圧・水張検査証（規則様式6及び様式7関係）

様式6

水 圧 検 査 証				
NO.				
		年		月
				日
札 幌 市				

備考 金属板（地色は黒、文字は白の浮出し厚さは0.5mm、縁は白とする（厚さについては、目安とする。）。）

様式7

水 張 検 査 証				
NO.				
		年		月
				日
札 幌 市				

備考 金属板（地色は黒、文字は白の浮出し厚さは0.5mm、縁は白とする（厚さについては、目安とする。）。）

3 灯油の販売を業とする者の届出（第3項関係）

- (1) 本項は、一日に指定数量未満の灯油を販売する者の届出義務であり、主たる取扱者は、危険物取扱者（甲種、乙種第4類又は丙種）の免状保持者であることが望ましいが、危険物製造所等以外における危険物の貯蔵又は取扱いに係る資格については、法令による規定はなく、危険物取扱者の免状を持たない者が主たる取扱者であっても差し支えない。なお、本規定は、昭和48年の条例全部改正時に規定された条項であり、暖房等の燃料として石炭に代わって灯油が普及している実態に鑑み、灯油の取扱いを適正に行わせ、一般生活の上で必要な危険物に対する保安を確保することを目的として規定したものである。
- (2) 灯油の販売については、第35条【解説】を参考にすること。